

御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和6年2月13日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和6年2月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月13日(火) 13時34分～15時02分
2. 場 所 御船町役場 カルチャーセンター 2階 大会議室
3. 農業委員 (14名)

会長		1 番	富田 早苗			
会長職務代理者		2 番	荒木 義一			
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	
3 番	坂本 保男	出	9 番	徳永 廣敏	出	
4 番	野田 孝光	出	10 番	渡邊 義高	出	
5 番	藤岡 雅子	出	11 番	芥川 誠	出	
6 番	大西 敬一	出	12 番	福島 則義	欠	
7 番	森田 優二	出	13 番	竹崎 幸雄	出	
8 番	池田 賢治	出	14 番	吉田 敏郎	欠	

農地利用最適化推進委員 9名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	上田 幸人	出	6 番	松原 茂	出
2 番	山本 利一	出	7 番	中川 桂一	出
3 番	上田 秀一	出	8 番	永本 智裕	出
4 番	川地 良一	出	9 番	田中 榮一	出
5 番	大森 勝範	出	10 番	川部 裕志	出

4. 議事日程

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委員の指名	
4	議案第5号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
5	議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
6	議案第7号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づく意見の決定と法律第19条の2による農用地利用集積計画について
7	報告第8号	耕作証明書について

8	報告第 9 号	農地法に係る事務処理要領に基づく工事の進捗状況報告書の提出について
9	報告第 10 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出書の受理について
10	報告第 11 号	法務局から時効取得の原因とする所有権移転に係る完了通知について
11	報告第 12 号	農地法第 51 条第 1 項に基づき、違反転用者に対する指導結果について
12	報告第 13 号	農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約した旨の通知について
13	報告第 14 号	非農地判断について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥 課長補佐 松崎 邦寿
主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

事務局	皆さん、こんにちは。早速始めさせていただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、12 番福島委員、14 番吉田委員の欠席の報告をいただいております。欠席者 2 名ということで、御船町農業委員会規則第 6 条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員につきましては全員の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、2 月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしく願いいたします。
議 長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議 長	〈挨拶〉 本日の議事録署名委員は、お二方、3 番坂本委員、4 番野田委員お願い致します。それでは、議案第 5 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、ではすいません、議案書の 1 ページをお願いします。 《議案第 5 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、7 件、計 30 筆の申請があがっています。申請番号①番から、担当の徳永委員、説明をお願いいたします。

9 番	はい、まずは4ページの場所の説明をしますのでお願いします。とても分かりやすい地図なんですけど、〇〇川がありまして、高速道路がありまして、ブルーに白地で大型店舗、これが分かると周りが分かりやすいのですが、そして、近くに〇〇工場があります。その建物の東側になります。地図的には、その3筆は、それからですね、〇〇川を渡りまして、小坂のループを渡ってきてですね、バス会社ですね、ここは、バスがいっぱい並んでいてですね、ここが1筆ありまして、ここに、田んぼが1筆ありまして、あと1筆が右側にまとまりがありまして、台地の上の方の崖っぷちの近くの方になりますけれど、場所的には、こういうところになります。議案書の中に書いてありますように、5筆ありまして、譲渡人から譲受人へ3条の所有権移転の許可の申請でございます。1月26日に、私と川地推進委員と事務局の2人と申請人で現地を見ました。よく整理されたところでありまして。審査表についてですが、第2項の第1号から第7号まで該当するところは、全て満たしており、何ら問題ないと思われませんが、許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議をお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。親戚間の売買ですね、
9 番	はい、そうですね。
議 長	皆さん、ご質問ご意見ございませんでしょうか。ご質問ご意見無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②番、担当の吉田委員ですが、おられませんので、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、説明資料の10ページをご覧ください。1月26日に吉田農業委員、田中推進委員と、こちら事務局で現地確認を行っております。場所につきましては、すぐそこにありますが、コンビニエンスストアの四つ角から木倉地区のコンビニエンスストアに向かう道がありますけど、その途中にある材木店の先から右折した場所になります。11ページにつきましては、現況の写真となっております。県外に現在の所有者のご兄弟の所有権移転になりますが、県外の住まわられている譲渡人が、町内に居住されている譲受人へ畑として管理し、栗、柿、ミカンなどを作付けされる計画と聞いております。譲受人は、現在町内に住んでおり、田んぼを、〇反〇畝程所有しており、水稻をされております。今回の所有者が、県外に住んでおり、

	管理が困難なため申請に至っています。最後に、説明資料 9 ページをお願いいたします。こちらの第 2 項第 1 号から第 2 項第 7 号までの該当する要件には、全て満たしており、何ら問題なく、許可相当だと判断いたします。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございました。これは、兄弟間。
事務局	はい。
議 長	兄弟間の譲渡ということで。ご質問、ご意見ございませんか。
7 番	ありません。
議 長	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号③番、これは、大西委員の担当ですので、説明をお願いします。
6 番	はい、2 月 1 日に事務局の 2 人と委員の中川さん、所有者のご夫婦の 2 人の 6 人で現地の確認を行いました。まずは、場所のご説明をします。14 ページをご覧ください。445 号線を山都町方面に行き、〇〇郵便局前の信号の 500m 先を左上に登ったところの自宅周辺付近の農地です。農地は、15 ページから先のようになっておりまして、道路に隣接する狭い農地でした。譲渡人の方は、町内の方で、ご主人を亡くされ、一人で管理してこられました。今は身体を壊されて、現在は入院中の身であります。この先の管理は、無理ということで、譲受人に売買することになったそうです。譲受人は、現在〇〇に住んでおられ、家の改修が終わったら、〇〇に住み、現在植付されている作物を管理しながら、野菜・米・ハーブなどを植えて管理されるそうです。次に 13 ページをお開き下さい。第 2 項の 1 号から 7 号に該当する要件については、全て満たしており、何ら問題は無く、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございました。これは、何か畑に、何か植えてあるとですか。何か植えてあつと。柿、梅？
6 番	柿とか、梅とか。
議 長	土手に植えてあるとですか。
6 番	一応、畑になってあるところに植えてあるんですよ。
議 長	ご質問、ご意見ございませんか。
2 番	この〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇は、何が植えてあるの。
事務局	すいません、議長。

議 長	はい。
事務局	いま、質問のありました 2 つについては、登記簿上は、田となっておりますが、現況は畑ということで、〇〇〇〇番〇について、ハーブを育てる予定となっております。〇〇〇〇につきましては、登記簿上、田んぼとなっておりますが、現況は栗が植えてありまして、このまま栗を植えたいということで、申請者から話は聞いております。以上です。
議 長	〇〇〇〇は、土手が崩れているみたいだけど、それとも、もともとこういう形なのかな。
事務局	こちらの窪んでいるところも、用地にはなるんですが、こちらは、譲受人の方も、どういった理由で、このような状態になったかは、分からないとのことで、それも含めたところの〇〇〇〇につきましては、今後筍を植える予定であるということです。奥の方に竹がありますので、そこについても、今後育てていくということで、聞いております。
議 長	何でんかんでん、メニューが多いね。
全委員	(笑い)
議 長	ほかにご質問、ご意見は。
13 番	ありません。
議 長	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号④番、これも大西委員の担当ですので、説明をお願いします。
6 番	はい、同じく 2 月 1 日に事務局のお二人と委員の中川さん、譲渡人の方と現地を確認を行いました。まずは、場所の説明をします。22 ページをご覧ください。445 号線を山都町方面に進み、〇〇公民館前のバス停を右に 500m 程下ったところにある農地です。現地は、23、24 ページのように、よく管理された農地でした。譲渡人の方は、高齢で、これまで山都町の方が管理して野菜などを作っておられましたら、辞めたいということをおかれて、同じ部落の譲受人の方に相談し、買い取るということになりました。次に 21 ページをお願い致します。第 2 号の第 1 号から第 7 号まで該当する要件は、満たしており、何ら問題は無く、許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、皆さん、ご質問、ご意

	見ございませんか。ありませんか。
全委員	ありません。
議 長	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号⑤番、担当の坂本委員、説明をお願いします。
3 番	今回の申請は、3 回目になります。生前贈与という形による親子間の贈与です。場所的には、27, 28, 29 ページになりますけれども、真ん中にある川が、〇〇川になります。真ん中の〇〇〇橋から真っすぐ来れば、大型店舗という位置になります。今回は、大体〇反ものが、〇筆申請があがっております。2月2日に、事務局と大森推進委員、申請人と私と4人で、代行者の方が、不動産業の方々と仲介をするということで来られ、3回目ということもあって、何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ありませんか。
全委員	ありません。
議 長	はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号⑥番、これは竹崎委員が担当ですので、説明をお願いします。
13 番	はい、現地は、事務局の2人と川部委員と私の4名で、現地確認を行いました。31 ページを開けていただいているいいですかね。32 ページの方に地図の方がありますね。広域農道と田代御船線との交差点から、広域農道の〇〇〇橋のちょうど間位に現地があります。次のページに写真の方が載っています。全部で4つになります。上の方の写真が、交差点から橋の方に向かっていった時の写真の左側で、下の方が右側になります。それで、31 ページに戻っていただいて、宜しいですか。譲渡人が高齢で、やがて90歳になるからこれからは、どうかしてくれと、譲受人の方に相談があったということで、今回の話へとなっております。今回は、全て田んぼで、〇筆の計の〇,〇〇〇㎡で、取得後は水稻を栽培することを確認いたしました。それから必要事項の1から7は、すべて満たしており、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。譲渡人が〇〇と書いているから、

	ここから耕しに行き寄ったとですか。〇〇？
13 番	はい、地震があつてですね、元は、近くに住んでいたんですが、地震後は、今の住居になったということです。
議 長	あー、そうだろうね。
2 番	あの、あそこは、もう、譲受人が、ここは管理しているんじゃないの。茄子を植えているところじゃない。
13 番	あー、あの近くになります。あの上と下の場所になります。
議 長	あと、ほかにご質問、ご意見ございませんか。
6 番	ありません。
議 長	はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号⑦番、これは渡邊委員が担当ですので、説明をお願いします。
10 番	2月1日に上田推進委員と事務局とで現地確認をしました。場所は、資料の36ページをお願いします。滝尾の広域農道を〇〇団地方面に向かいまして、団地を通り過ぎましたところの土地になります。因みに、この道を真っすぐ行きますと、辺田見のトンネルのコンビニエンスストアの前あたりに続く道になっております。37ページをお願いします。現地の写真なんですけれども、白く見えているところは、全て防草シートで覆われている状況です。シートを剥がすと、すぐに畑として使える状態になります。2年前まで譲受人が、ほうれん草を栽培していたところですけど、今回、大根を植える予定だそうです。譲渡人の方が、高齢で困っているという状態でした。35ページの第2項の1号から7号まで問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。ご質問、ご意見ありませんでしょうか。
8 番	譲受人と家と横の土地？
10 番	はい。
7 番	ありません。
議 長	ほかにも、ご質問ありませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。はい、続きまして、議案第6号を提案いたします。それでは事務局の説明

	お願いします。
事務局	その前に、先月の審議案件について説明します。皆様に配布しております資料、両面 1 枚の資料になりますが、ご覧ください。滝川の個人住宅の転用案件と同地番の非農地が混じっていた案件になりますが、結論としては、非農地判断は、法務局では認められませんでした。なので、転用で許可を取っております。資料の集成図の方を見てもみますと、前回、転用時に審議していただいた写真が、裏面になりますが、南側から見ると、竹藪で覆われていますが、1 筆当たりで見ると、半分以上が整地された土地になっていたため、法務局側も非農地として認められなかったもので、今回、先月の終わりになるんですが、転用の許可で、現地は、工事を着手となっております。一応、以上です。
議 長	結局は、全部転用になったわけ。
事務局	ここは、全部転用になったわけではなくて、ここは、一部転用としておりますので、〇〇〇㎡程度だったと思いますが、②、③の部分だけが転用となっております。残りは、田んぼだったか、畑だったか
議 長	前回の申請は、どういう風になっていたの。
事務局	前回の申請は、①、②、③と撮ってある、②、③の部分の 1 筆の一部で、申請を転用で上げています。
議 長	造成してあるところは、全部一発転用でしないといけなかったの。
事務局	一発でということではなくて、分筆が出来ないのは、全部の地点を取らないと法務局が認めないので、出来ないという判断です。転用は、この 1 筆の中のどこまでを住宅として使用するの、申請を挙げて下さいということで、許可が取れるのですが、非農地の場合も、1 筆単位でないと、非農地の判断は出来ないの、1 筆で見ると非農地として法務局も認めないということでしたので、非農地の方は、取下げというか、却下ということになっております、結果として。
議 長	はい、皆さんいいですか。
全委員	はい。
事務局	議案書の 6 ページをお開き下さい。 《議案第 6 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番、吉田委員ですが、欠席ですので、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい、説明に入りますが、所有者が、所有者が代表を務める会社に対して土砂置場として一時転用とする案件になります。説明資料は、38 ページからになりますので、よろしくお願いします。現地には、

	<p>1月26日に田中委員と事務局、吉田農業委員と、申請の代理人とで現地確認をしました。申請地の場所は、42ページをご覧ください。御船町役場から445号線の小坂方面に向かう道路の反対側に位置する譲受人の看板が設置してあるところの横にある農地になります。続きまして、45ページに現況の写真がございます。現況は、耕作がされている状態になります。続きまして、土地利用計画の43ページをお開き下さい。土地利用計画の内容としては、申請地内に県道側から出入口を2カ所設け、出入口と農地を結ぶところを県道と同じ高さに設置し、盛土面積は〇,〇〇〇㎡、予定土砂堆積量が〇,〇〇〇㎡程度と想定しております。雨水については、その農地の自然地下浸透とし、盛土については、資料に断面図が付いておりますが、ちょっと見にくいんですけど、地上から高くても〇.〇m程度を予定しております。最後に、審査表になります。39ページをご覧ください。申請地の農地区分は、農振農用地になります。一時転用の面積は、田んぼ〇筆の〇,〇〇〇㎡、利用期間は、許可から3年間を予定しております。利用終了後は、農地に戻す予定であることを確認しております。続きまして、その下の一般基準の方をご覧ください。該当するところは全て満たしており、適当と判断いたします。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございました。これは、〇〇君の家の横をずーっと、荒れている砂利であるけど、そこになるのかな。あそこの横ね。
事務局	はい、あそこの横になります。
7番	あそこの看板のところは、どうなっているの。
事務局	あそこの部分は、雑種地になっています。看板が立っている場所については、看板設置用地で許可が取れていますので、その隣になります。
8番	その隣に、水路がずーっと整備されているけど、その向こう側になるの。
事務局	向こう側ではなくて、県道側になります。1筆です。国道側です。
議長	国道側や。
事務局	国道側です。
議長	国道側は、べったり砂利があるんじゃないのか。まだ、残してあった。あそこは、元は、親父の土地じゃなかった。〇〇さん？
事務局	今は、所有者の土地になります。
議長	いつから、その人の土地になったのか知りたかったんだけど。

事務局	多分、相続登記になるかと思います。
議長	いま、一時転用で3年間の予定と言っていたけど、3年間も一時転用というとか、3年間も。一時転用と言っても、大体半年か、1年間というスパンじゃないといかんと思うばってんね。
事務局	最長3年です。
議長	それで、また、復旧すつと、終了後は。
事務局	はい。3年で。
議長	はい、ご質問・ご意見等ございませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	坂本委員は、反対ですか。
3番	3年間もして、元に戻るとかなあと思ひまして。
事務局	一応、農地に戻すということで、県の方には、事業計画書の方には、あげております。
8番	2トントラック、〇〇〇台で。
議長	そんなに土砂を入れなくちゃいけないとや。はい、いいですか。
8番	はい。
議長	全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②番、これは連名になっておりますが、どちらが発表ですか。森田委員が担当ですので、説明をお願いします。
7番	はい、それでは、46ページからになります。まず、1月29日に池田委員、永本委員、事務局と申請人とで現地確認を致しました。場所は49ページを開けて下さい。青い道が書いてありますけれども。〇〇神社から北の方に行ってもらおうと、田んぼの中に、電気店とか、葬祭場がありますけれども、そこに道が入っております。その道の赤い所が今回の申請地になっております。現状は、51ページをご覧ください。耕作が終わっている状態になっております。次に48ページをお開きください。今回の計画の内容としては、申請地内に宅地4区画を造成し、町道拡幅を現在の道路部分において実施予定です。今の道路部分が〇mあるかないかですけど、それが、計画として〇.〇mに広げるとい話を聞いております。雨水については、前面道路敷きに側溝を設置し、集水桝で集水した後、北側水路へ放出することで話をされております。汚水は、既設の下水道管に接続予定と聞いております。ここの集落のところに、下水道が入っておりますので、この道路にありますので、そちらに接続するというので、聞いております。それと、審査表の47ページの方をご覧ください。申

	<p>請地の農地区分は都市計画用途区域内の第3種農地になります。転用面積は〇,〇〇〇㎡、工事期間は、おおよそ1年間を予定しております。また、中段付近にあります一般基準の方は、該当するところは全て満たしており、適当と判断しております。以上のようなことから総合的にみて許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、只今のご説明に対して、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。はい、無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号③番、これは坂本委員が担当ですので、説明をお願いします。</p>
3番	<p>はい、それでは、55ページをお開きください。これは、旧道になります。〇〇〇地区から木倉の〇〇〇方面へ下る道路になります。これは、以前農業委員をされていた〇〇さんのお母さんの土地になります。以前から知り合いの譲受人に相談いたしまして、譲受人が建築資材やら土砂などを置く場所を探していらっしやっただのを、ちょうど条件があったということで、話がまとまったということ聞いております。農地区分としては、へんぴな第2種農地ですけども、北側、東側は町道、西側は雑種地、南側は山林に囲まれた〇〇〇集落から離れた農地で、生産性の低い農地という2種農地ということで、これも先程と同様に2月2日に大森推進委員と事務局と私と4人で現地を確認いたしました。あと一人は不動産屋さんですね。あの53ページの一般基準については、該当する部分については、何ら問題ないということで、判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、何年か前に、譲受人があげていたんじゃないかなったっけ。</p>
3番	<p>この場所から、もう少し、下ったところにありますよね。</p>
議長	<p>土場かなんかね。</p>
3番	<p>何カ所もいるんですね。</p>
2番	<p>写真で見ると舗装したように見えるよね。</p>
議長	<p>はい、ご質問、ご意見ないでしょうか。始末書も添付してありますけれども。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続き</p>

	まして、申請番号③番、これも坂本委員の担当ですので、説明をお願いします。
3 番	はい、この案件は、先月に出す予定だったんですけど、資金的な資料が揃わなかったので、それで順延と、場所的には、元の〇〇製作所ですね。近くの団地の反対側になります。以前は、所有者の家があったんですが、地震で解体されたと、譲受人の方は、所有者の親戚になられる方が、譲り受けて、アパート経営をしたいということで、もともと白い部分というのは、住宅があったところで、ピンクで着色した部分が農地に残っていたということになり、今回の申請になっております。ちょうど、元の住宅が建ってあった関係で、農地は潰すけれども、共同住宅が1軒程度の広さがあるということで今回の計画になったということです。そこで、上手い所で、排水路とか道路の幅だとか、住宅とか、共同住宅とかの希望がありますので、我々も今回は許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見はございませんか。はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第7号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案書の8ページの方をお願いします。 《議案第7号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問ご意見はございませんでしょうか。了解していただける方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、全員賛成で同意といたします。続きまして報告ですけども、第8号から最後まで通して事務局の説明をお願いします。
事務局	すいません、議案書の14ページをお願いします。 《報告第8号を説明》 《報告第9号を説明》 《報告第10号を説明》 《報告第11号を説明》 《報告第12号を説明》

	<p>《報告第 13 号を説明》</p> <p>《報告第 14 号を説明》</p>
議 長	それでは、これまでの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。
3 番	すいませんが、先ほど、質問し損ねたんですが、株式会社〇〇農場さんの経営面積は、個人分と〇〇農場の分が合わさったものですか。
事務局	利用権がですかね。利用権の設定のことですか、11 ページに載っている案件で間違いないですか。個人の分と、農場の分をきちんと把握しておりませんので、経営面積のことですか。
議 長	そうだよ。
事務局	経営面積については、合わさった面積になっております。
議 長	今の説明でいいですか。
3 番	いいです。
議 長	ほかに、何かありませんか。なら、私から、報告第 9 号について、最後の〇〇牧場の件。これは、今進捗が止まっていますよ。それだけ。
事務局	はい、そうです。事業が進んでいないという報告が、許可を取ってから 3 カ月及び許可から 1 年後と報告をしてもらわなくてはならないんですが、その報告においては、事業の進捗は、見られないと。
議 長	見通しがつかないのであれば、事業を取り下げることも出来るんじゃないの。
事務局	そのような方法も取れると思います。取り下げる方法も会長が言われたように考えられます。
議 長	これは、〇〇牧場のあれだろ。隣接地だろ。申請地として挙がっているのは。中じゃ無いんだろ。
8 番	今建設されているところの隣接地だろ。
議 長	今のところの拡張という話だろ。通路とか牛舎を建てるかなんかの。
事務局	そうです。
8 番	全然使ってないよね。
事務局	はい、そうなります。全然、事業自体は進んでいないと
3 番	これは、〇〇〇〇〇事業だから、ポンと進んでいくと思うけどね。〇〇〇〇〇事業でやるということで、こういう申請があがってきたんだろ。
事務局	元々、申請をあげられる時は、〇〇〇〇〇事業で資金の確保が出来るということで、申請を県に上げました。
議 長	今、建っているところも、今回の事業と同じではなかったのかな。

3 番	確かそうだと思うけど、今回もなんだか出ているんじゃないのかな。
議 長	資金繰りということなら、国は何をしているんだということになるよね。建てるのは建てれるけど、あとの採算が取れないとかじゃないのかな。多分そうでしょう。補助金が足りんとかないだろうから。補助金以外の自己資金とかが、ちょっと足りないとか、そういうことでしょう。
事務局	当初、申請をあげる時と比べて、こちらに記載してあったか忘れましたが、実際建てる時期になったら、資材が、最近はコロナ等も終了していますけど、資材が高騰している影響で、事業の見通しが立たなくなったと
議 長	やっぱ、そうだろうね。建った後のことも考えて
事務局	そのことは、進捗状況にも書いてあります。それが主な理由です。
議 長	それで、続いて 12 番、この〇〇〇〇会は、この利用は解消すると。この指導を受けたから利用を解消すると。駐車場としては使用しないと。もう使わないの。
事務局	はい、実際本来その、ここに書いてあります被相続人から連絡があったわけではないですが、隣地の利用者から話は聞いたんですけど、その経緯からよると、当初無償の使用貸借でそこを貸していたはずなのに、駐車場として利用している、
議 長	有料駐車場になっていると。
事務局	使用貸借なので、お金の発生しないやり取りを〇〇〇〇会と当事者間で行なっている。けど、こちらには、契約書等がありませんので、分かりませんが、当初、畑として貸す約束をしていたのに、駐車場としての利用をしていたので、事務局の方からは、土地の所有者の方に対して、通知を出したところ、その利用は、させないという感じで、利用者の方に対して連絡があったという話を聞きました。
議 長	そもそも〇〇〇〇会ってどういう。
事務局	福祉関係の NPO 法人になります。
議 長	そういうことなら、契約関係とか解消とかするの。書いてあるから。
事務局	解消することになりましたということで利用者から連絡がありましたということです。その敷地の一部を破損と、資料にも書いてありますが、被相続人の方が、実際みられて気付かれたのかも知れません。そのことで、利用はもうさせないということに。
議 長	皆さん、ご質問、ご意見ありませんか。
8 番	はい。
議 長	それでは、本日の議事は終了ということでいいですか。それでは、

	あとは、事務局からその他で。
事務局	<p>長時間にわたりましたので、端的に申し上げます。</p> <p><その他報告について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会組織・認定農業者組織による「能登半島地震義援金」の募集について ・農地移動適正化のあっせん基準について ・大規模開発の転用案件の委員の現地立会について ・改選交代時における委員との送別会について
議長	<p>本日の議事は、これで終了いたします。お疲れ様でした。</p> <p>上記の顛末を記載し、相違なきことを証明するためにここに署名する。</p> <p>3 番 ㊟</p> <p>4 番 ㊟</p>